平成２８年（フ）第３６８９号
群馬県高崎市剣崎町1118
破産者　関根　優子
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９５号
東京都世田谷区南烏山２丁目６－１－604
破産者　下田　　幸（旧姓千島）
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９６号
東京都町田市図師町1693－１－401
破産者　横川　和男
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７００号
千葉県松戸市河原塚211－152
破産者　仁木　克枝（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０２号
千葉県松戸市上矢切1120－１－106
破産者　櫻井　重弘
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０５号
東京都足立区花畑６丁目29－19
破産者　梁次　功一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１２号
東京都葛飾区宝町２丁目38－20　第二フラワーパレス301
破産者　三浦　伸之
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４０号
東京都豊島区池袋本町２丁目５－３－401
破産者　杉岡　浩行
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４１号
東京都北区神谷２丁目43－12－801
破産者　浅野　康祐
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４７号
東京都品川区東品川１丁目10－１－606
破産者　倉田　博之
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７９２号
東京都文京区根津２丁目36－11　長和ハイツ201、住民票上の住所東京都文京区根津２丁目36－11　長和ハイツ
破産者　牧野　幸夫
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７９６号
東京都新宿区西新宿５丁目２－３－303
破産者　西尾　将一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８０２号
埼玉県草加市吉町２丁目１－32－202
破産者　米山志菜子
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３９号
東京都足立区綾瀬６－20－２　板花方、住民票上の住所東京都足立区綾瀬６丁目７－12
破産者　梅津　　旭
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８５２号
東京都東村山市本町３丁目５－34　シティコーポパルナス東村山本町パート６　406
破産者　松澤　直幸
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６０号
東京都豊島区池袋本町４丁目21－17－402
破産者　稲葉理央也
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９１１号
東京都港区芝大門１丁目１－13－501
破産者　谷口　久男
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３１８号
東京都葛飾区堀切２丁目29－７、開始決定時の住所東京都葛飾区東堀切２丁目24－９
破産者　佐藤　松男
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４６２号
東京都豊島区南池袋２丁目８番９号、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区江古田２丁目17番８号
破産者　サンアップコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２４号
東京都練馬区豊玉北３丁目５番２号
破産者　有限会社筒井書房
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２５号
埼玉県鴻巣市本町８丁目９－31、開始決定時の住所埼玉県新座市馬場４丁目５－11－503
破産者　須黒　義玄
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部